

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ビジネスモデルを「独自の革新的な技術で社会の要請に応える未来創造企業」とし、全てのステークホルダーから信頼される「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」の実現に向け、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に総力をあげて取り組んでおります。

この取組みの一環として、当社は、コーポレート・ガバナンスを「ステークホルダーの持続的かつ中長期的な利益実現のために、経営を健全にし、効率化する仕組み」と捉え、経営意思決定の迅速化、ならびに経営責任および業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く取締役会および監査役会のもと、経営の監視機能、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制システムの強化を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3 最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の監督】

CEO等の後継者計画については、代表取締役が責任をもってあたっております。取締役会は、CEOを含む取締役候補者の審議を行うなかで、後継者計画の運用につき監督しております。

【補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言】

取締役の選解任、取締役候補の指名については、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に対し説明し、適切な助言を得ております。今後、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役の選解任、取締役候補の指名および取締役の報酬について議論する、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会の設置を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＝＝

以下の更新を行いました。

【原則1-4 政策保有株式】

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

【原則2-4 女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保】

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

【原則3-1 情報開示の充実】

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

＝＝

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、2016年度を初年度とする6ヵ年の中期経営計画「Vista 2021」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、その源泉となる研究開発を中心に積極的な投資を行います。また、ROEを最重視した経営を実践し、中長期的な株主価値の向上に取り組んでいます。

株主への利益還元につきましては、配当性向を2018年度に向けて40%まで段階的に引き上げることに加え、総還元性向70%維持を目標としております。

【原則1-4 政策保有株式】

当社では、いわゆる政策保有株式に関して、次の事項を定めております。

(1) 政策保有に関する方針

政策保有株式については、毎年取締役会において、投資先企業との取引その他の関係の維持・強化等事業活動上の必要性、保有に伴う便益が資本コストに見合っているか、当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否か等を総合的に検討しております。保有の合理性が認められない場合は、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却いたします。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使に関する方針

投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、その議案が当社の保有方針に適合するか、当該企業の中長期的な企業価値の向上、株主還元の向上に資するか等を全ての議案ごとに確認のうえ、賛否を総合的に判断し、行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員との取引その他の関連当事者間の取引を行う場合、会社および株主共同の利益を害することがないよう、各取引内容を調査し、法令および社内規則等に従い適正な手続きを遵守して適切に対応することとしており、取締役の競業取引や利益相反取引等の重要な取引については、取締役会での事前の承認と事後の報告を行っております。なお、当社には、主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）は存在しないため、主要株主との取引に関する手続は定めておりません。

【原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

当社の社是（価値観）、企業理念（存在意義）、コーポレートビジョンは次の通りです。

社是（価値観）:

「すぐれた技術と製品によって社会に貢献する」

「力をあわせてつねに新分野を開発し繁栄と福祉をはかる」

「創意と気魄に富み責任感あるものを尊重する」

企業理念(存在意義):

「優れた技術と商品・サービスにより、環境との調和をはかりながら、社会に貢献する」

コーポレートビジョン:

「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」

【原則2-2 会社の行動準則の策定・実践】

当社の行動準則(CSR基本方針)は、次のとおりです。

- (1)法令を遵守し、国際社会の一員として良識ある事業活動を行います
- (2)有用で安全な商品とサービスを提供し、企業価値の増大を図ります
- (3)無事故・無災害、そして地球環境の保全に積極的に取り組みます
- (4)ステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示します
- (5)従業員の個性と人格を尊重し、明るく働きやすい職場を作ります
- (6)よき企業市民、よき社会人として行動します

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は、「CSR基本方針」のもと、CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会、環境安全・品質保証委員会を設置しております。各委員会は、年度の活動総括および次年度の活動計画を審議し、取締役会の決議を経て決定された計画に従って活動しております。当社は、各委員会が連携しながらこのPDCAサイクルを確実に回すことにより、CSR活動の推進強化を図っております。

また、企業存続に関わる最重要課題を「コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンスの強化」としたうえで、「人々の豊かな暮らしに役立つ新たな価値の提供」「自社の事業基盤の強化」「レスポンシブル・ケア活動の継続的強化」に大別される、19項目のマテリアリティ(重要課題)を特定しております。さらに、当社の強みである「人材」「研究開発力」「財務基盤」を活かしながら、「情報通信」「ライフサイエンス」「環境エネルギー」「基盤」の4事業領域で活動を展開し、マテリアリティへの取り組みを推進することで社会とともに持続的に成長する、価値創造プロセスを提示しております。

CSRマネジメントの詳細は当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp/csr_info/index.html)に掲載しております。

【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

女性登用に關しては、2020年度末までに、女性総合職比率を2015年度の7%から10%まで引き上げることを目標に掲げています。具体的な施策として、新規学校卒業者の女性総合職採用比率30%の達成、社内各部門における女性の職域拡大に取り組み、2020年度の女性管理職数は、2015年度比倍増を目指しております。

また、外国人留学生採用にも積極的に取り組んだ結果、2018年4月に3名が入社しました。

【原則2-5 内部通報】

当社では、社員等がリスク・コンプライアンス室、社外弁護士または社外監査役に顕名または匿名で通報できる内部通報制度を設けております。通報を受けた場合には、その都度、監査役に内容を報告しております。取締役会は、定期的に内部通報制度の運用状況についてリスク・コンプライアンス室から報告を受けて監督しております。

当社は、通報を行った者に対し、当該内部通報を行ったこと自体を理由として不利益な取扱いをいたしません。また、通報を行った者がコンプライアンス違反を犯していた場合、当該通報者は通報により免責されるものではありませんが、問題の早期発見、調査、解決に協力した場合で、取締役会の指名を受けたチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)が特に認めるときは、当社は当該通報者を減免または免責とすることができることとしております。

当社は、上記の旨を社内において周知徹底しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は、受益者への安定的な年金給付を将来に亘って行うため、外部専門家から意見を聴取したうえで、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定しております。また、安全かつ効率的な積立金運用を目的とした基本方針を作成しており、当該方針を運用受託機関に提示したうえで、随時運用状況のモニタリングを行っております。さらに、当社財務部、人事部の担当役員および部長等、適切な資質をもった人材により構成される資産運用委員会において、毎年運用実績や利益相反が適切に管理されているか等、受給者保護の観点から健全に年金資金の運用状況が確認できる体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 当社の経営戦略・経営計画

2016年4月を初年度とする6ヵ年の中期経営計画「Vista2021」では、2021年のあるべき姿を「情報通信およびライフサイエンス事業が成長を牽引し、化学品と関係会社が安定的な収益を確保している」、「環境エネルギー事業の礎を築き、常に前進する将来性と存在感のある化学メーカーとしての地位を確立している」としております。前半3ヵ年のStage1(2016年度から2018年度)では、「現有製品の利益の最大化」、「マーケティング力の向上」および「研究開発力の強化」を基本戦略とし、下記数値目標の達成に取り組んでおります。

2018年度(Stage1最終年度)数値目標

売上高 2170億円

営業利益 350億円

ROE(自己資本利益率) 14%以上 (2017年度実績 16.1%)

売上高営業利益率 15%以上 (2017年度実績 18.1%)

株主への利益還元

- 配当性向 段階的に引き上げ、40% (2017年度実績 37.7%)

- 総還元性向 70%維持 (2017年度実績 71%)

「Vista2021」の詳細は当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp/news_release/news/n2016_05_12f.pdf)に掲載しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社は、ビジネスモデルを「独自の革新的な技術で社会の要請に応える未来創造企業」と定め、全てのステークホルダーから信頼される「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」の実現に向け、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に総力をあげて取り組んでおります。

この取組みの一環として、当社は、コーポレート・ガバナンスを「ステークホルダーの持続的かつ中長期的な利益実現のために、経営を健全にし、

効率化する仕組み」と捉え、経営意思決定の迅速化、ならびに経営責任および業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く取締役会および監査役会のもと、経営の監視機能、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制システムの強化を推進しております。

<コーポレート・ガバナンスの基本方針>

当社のコーポレート・ガバナンスの基本方針は、次の通りです。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利および平等性を実質的に確保するため、法令に従い適法・適正な対応を行うとともに、必要な環境を整備、維持してまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、ステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報および経営戦略・経営課題、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項などの非財務情報について、有用性の高い情報を法令に基づき、または、適宜必要に応じて適切に開示・提供するよう取り組んでまいります。

(4) 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善に向けて、以下をはじめとする役割・責務を適切に果たしてまいります。

・当社グループのコーポレートビジョン「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」を念頭に、持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に向けた戦略を構築し、その実行を推進いたします。

・内部統制システムやリスクマネジメント体制等の整備を通じて、経営陣によるリスクテイクを適切にサポートしてまいります。

・経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化してまいります。

・社外取締役・社外監査役をそれぞれ複数名選任し、外部の視点から経営の監視監督を行うことおよび第三者の知見を加えることで、経営の透明性、健全性、客観性を一層高めてまいります。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、全てのステークホルダーから信頼される「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」の実現に総力をあげて取り組んでおります。この取組みの一環として、当社は、株主を含むステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示します。

() 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬については、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上を図り当社グループ総体の価値の増大に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮し適切な水準を定めることを基本としております。

なお、取締役の報酬は株主総会の決議により決定された総額の範囲内で、社外取締役も出席する取締役会の決議により決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(経営陣幹部の選解任の方針と手続)

経営陣幹部につきましては、当社の経営戦略、経営計画を強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に実行できる経験と能力を重視し、人格・見識においても優れた人物を選任しております。

会社業績等の評価を踏まえ経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合や経営陣幹部がその職務執行において不正または重大な法令違反もしくは定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、取締役会にて審議し、解任できることとしております。

(取締役・監査役候補の指名の方針と手続)

取締役候補者につきましては、当社が化学品・機能性材料・農業化学品・医薬品等の多様な分野の事業をグローバルに展開していることから、これらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスと多様性を考慮しています。社内取締役につきましては、各事業分野、経営企画、人事、財務・会計、研究開発、生産技術、環境安全・品質保証等について専門能力・知見等を有する人材を、社外取締役につきましては、多様なステークホルダーや社会の視点から、成長戦略やガバナンスの充実等について積極的に意見を述べ、問題提起や助言を行うことができる人材を指名しております。監査役候補者につきましては、財務・会計・法務を含む専門分野を中心とした幅広い経験・見識があり、業務執行の監査に加え、公正・中立な立場で経営に対する意見・助言を行うことができる人材を指名しております。

なお、取締役候補者および監査役候補者の指名につきましては、事前に独立社外取締役に対し説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に上程しております。また、監査役候補者の指名については監査役会の事前の同意を得ております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役および監査役の候補者の指名については、定時株主総会招集ご通知の参考書類により開示を行っておりますので下記をご参照ください。第148回定時株主総会招集ご通知(https://www.nissanchem.co.jp/news_release/news/n2018_05_25a.pdf)

経営陣幹部の選解任については、適宜当社ホームページで開示しております。

【補充原則4-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図ることを方針としております。このような方針に基づき、取締役会は、経営に関する重要事項を決定しており、具体的な付議基準として、取締役会規則により、当社の規模等を考慮した金額基準等を設けて、自らが決定する範囲を明確化しています。取締役会は、取締役会規則により自らが決定すべき事項とされていない事項については、法令または定款上可能な範囲で、社内規則により、重要性に応じ経営会議等に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社の社外役員の独立性判断基準は、次の通りです。

当社の独立社外役員(取締役および監査役)および独立社外役員候補者は、会社法上の社外役員の要件を満たすとともに次の独立性基準を満たすものとする。

(1) 当社または当社子会社の業務執行者でなく、かつ、過去10年間(ただし、過去10年間のいずれかの時において、当社または当社子会社の非業務執行取締役または監査役であった者については、それらの役職への就任の前10年間)においても、当社または当社子会社の業務執行者でなかったこと。

(2) 当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主)またはその業務執行者でないこと。

(3) 当社が主要株主(議決権所有割合10%以上の株主)である会社の業務執行者でないこと。

(4) 当社または当社子会社の主要な取引先(過去3事業年度平均における当社または当社子会社への取引の対価の支払額が、過去3事業年度平均における当社の連結売上高の2%を超える取引先)またはその業務執行者でないこと。

(5) 当社または当社子会社を主要な取引先とする者(過去3事業年度平均における当社または当社子会社からの取引の対価の受取額が、過去3事業年度平均におけるその者の連結売上高の2%を超える取引先)またはその業務執行者でないこと。

- (6)当社が借入を行っている主要な金融機関(過去3事業年度の連結借入金期末残高の平均が、過去3事業年度の期末連結総資産の平均の2%を超える金融機関)の業務執行者でなく、かつ、過去3年間に於いてもその業務執行者でなかったこと。
- (7)当社から、取締役・監査役報酬以外に、多額の金銭その他の財産(過去3事業年度平均において、個人は1千万円、その者が所属する法人等の団体が受領する場合は、過去3事業年度平均における当該団体の総収入の2%を超える額)を受領する弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントまたは研究者・教育者でないこと。
- (8)当社または当社子会社の業務執行者(重要な者に限る)の近親者(配偶者、2親等以内の親族、または同居親族)でないこと。
- (9)上記(1)~(8)の他、取締役会が、当社の独立社外役員としての独立性に疑義がなく、かつ、一般株主と利益相反のおそれがないと合理的に判断した者であること。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図るためには、取締役会での実質的な審議の確保が図られる必要があります。また、当社は化学品・機能性材料・農業化学品・医薬品等の多様な分野の事業をグローバルに展開していることから、これらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスと、ジェンダーおよび国際性の面を含む多様性を確保することが必要となります。そのため、当社取締役会は、当社の多様な事業分野の経営に精通し、または経営管理等について専門能力・知見等多様な経験等を有する複数名の社外取締役を含む12名以内の取締役で構成することとしております。

なお、現在は、取締役8名(独立社外取締役2名を含む)で構成されております。国際的な事業展開における豊富な知識・経験・能力を備え、多様性に富んだ構成となっており、実効性のある取締役会として十分に機能していると考えております。

【補充原則 4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

当社の取締役・監査役における他の上場会社の役員兼任状況は、次の通りです。

・大江忠社外取締役

キヤノン株式会社社外監査役、株式会社丸井グループ社外監査役、ジェコー株式会社社外取締役

【補充原則 4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

(1)分析・評価の視点および方法

当社は、当社取締役会の主要な役割・責務を、1)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた戦略の構築およびその実行の推進、2)内部統制システム等の整備を通じた経営陣によるリスクテイクの適切なサポート、3)経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能の明確化による双方の機能の強化、4)社外役員を選任して外部の視点から経営の監視監督を行うこと等により経営の透明性、健全性、客観性を一層高めること、と捉えて、その役割・責務を果たしているかについて毎年分析・評価(以下、「実効性評価」といいます)を実施します。

当社は、実効性評価の実施者の中立性、客観性を確保するために、数年毎に、当社と利害関係のない外部機関を活用した第三者評価を実施することとしております。2017年度における実効性評価は、外部機関の協力を得て、取締役および監査役への質問票を作成し、その回答結果の分析を行ったうえで、全ての取締役、監査役に個別インタビューを実施しました。

(2)2017年度の実効性評価の結果の概要

外部機関による質問票および個別インタビューの結果報告を踏まえて、2018年3月に意見交換会(独立役員全員(社外取締役2名と社外監査役1名)、社長、副社長、取締役経営企画部長および外部機関)で分析・評価が行われ、その分析・評価結果は同年5月の取締役会で審議され確認されました。その結果の概要は以下の通りです。

2017年度の実効性評価の結果として、当社の取締役会は、その構成、運営、審議内容等は概ね適切であること、2016年度の実効性評価結果に基づき改善策も実施されていることから、実効性は確保されていると評価しました。ただし、下記(3)の各点について課題として認識し、2018年度以降の実効性評価の際に、その達成度を確認し、必要に応じて改善策を講じることとします。

(3)今後の改善点

- ・経営計画について、策定方針を社外取締役に説明し、意見を求めるとともに、策定に関する集中討議に社外取締役も参加し、取締役全員による中長期の戦略的な方向付けを行えるようにする。
- ・経営戦略、経営計画の実行過程において、従来社内役員のみで行っていた年度および半期の予算に関する議論に、社外取締役、監査役も参加し、重要な業務執行の決定をより適切に実行できるようにする。
- ・取締役会の審議に必要な資料について、リスクに対する備えやマイナス面の記載をさらに充実させる。
- ・経営会議における議論の内容について、社外取締役、監査役への情報提供に力を入れる。加えて、取締役会において、説明者が経営会議における議論を含めた説明を行うことで、取締役会の議論の効率化ならびに活発化を図る。
- ・取締役会の構成について、企業経営の豊かな経験を有する社外の人材、女性の登用等、バランスと多様性を考慮し、社外取締役の割合、人数を、3分の1、3人とすることを検討する。
- ・後継者計画(サクセッション・プラン)について、任意の指名委員会を設け、最高経営責任者(CEO)の後継者だけでなく、取締役ならびに執行役員候補者を含め、中長期的な経営陣幹部育成の計画を説明、議論する場を設けることを検討する。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために、その就任時に、取締役に対して、役員として遵守すべき法的な義務・責務等について外部専門家による研修を行っております。また、就任後は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な研修を実施し、トレーニング等の機会を継続的に提供・斡旋しております。具体的には、外部専門家によるガバナンスをテーマとした研修を2017年11月、12月に実施しております。

さらに、社外役員に対しては、当社グループの経営戦略や事業の内容・事業の状況等の理解を深めるため、就任時に事業、組織について説明し、就任後も適宜、事業課題等について必要な情報提供を行うとともに、工場・研究所等の視察、社内会議等への参加の機会を提供しております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、全てのステークホルダーから信頼される「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」の実現に総力をあげて取り組んでおります。この取組みの一環として、当社は、株主を含むステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示いたします。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関するその他の方針は、以下の通りです。

(1)株主との対話全般の統括および建設的な対話の実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

株主・機関投資家の皆様との対話全般を統括し、建設的な対話を実現するため、CFO・財務部担当役員(取締役副社長)およびIR担当部署(財務部)を設置しております。

(2)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

株主・機関投資家の皆様との建設的な対話を促進し、投資判断に必要な情報を適時、公正公平にかつ継続して提供するため、IR担当部署(財務

部)、SR担当部署(経営企画部)、CSR・広報担当部署(経営企画部)が連携して、適時開示等の情報提供を適切に実施するよう努めております。

(3) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み

国内においては、取締役社長による経営計画の説明会、CFO・財務部担当役員(取締役副社長)による年度決算および第2四半期決算の説明会を実施しております。これに加えて、毎年、米国・欧州・アジア等で開催される証券会社等主催のコンファレンス等にCFO・財務部担当役員(取締役副社長)が参加し、直接海外機関投資家の皆様と対話するよう努めております。

また、上記説明会資料(英文含む)および音声配信(英訳含む)を当社ホームページ等に掲載し、株主の皆様提供することとしております。

(4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

株主・機関投資家の皆様との対話において把握される株主・機関投資家の皆様のご意見、ご懸念等は、定期的に、取締役会等に報告され、その後のIR・SR施策および株主・機関投資家の皆様との対話に活かしていくこととしております。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

対話に際してインサイダー情報を伝達することがないように社内規則(インサイダー取引管理規則等)に従い適切な対応に努めることとしております。

* SR: Shareholder Relations

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,568,100	16.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,565,500	7.12
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	7,418,600	5.00
農林中央金庫	4,800,000	3.23
日産化学 取引先持株会	3,912,600	2.63
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,754,100	1.85
小野薬品工業株式会社	2,376,000	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,351,900	1.58
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,038,937	1.37
日産化学従業員持株会	1,963,700	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

注)上記のほか当社は自己株式511,222株(0.34%)を保有しております。なお、2018年8月21日の取締役会において、自己株式の消却を決議し、次のとおり実施いたしました。

消却する株式の種類	当社普通株式
消却する株式の数	1,000,000株
消却日	2018年8月31日
消却後の発行済株式総数	149,000,000株

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
梶山千里	その他													
大江忠	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶山千里		独立社外取締役の梶山千里氏は、国立大学法人九州大学元総長、独立行政法人日本学生支援機構元理事長および公立大学法人福岡女子大学理事長・学長です。当社は、九州大学とは共同研究等を行っており、また同機構へは寄付を行っております。いずれも、規模・性質(過去3事業年度平均において、当該団体の総収入の0.1%未満)に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、公立大学法人福岡女子大学と当社との間には取引実績はありません。	工学博士としての専門性ならびに国立大学法人九州大学総長、独立行政法人日本学生支援機構理事長および公立大学法人福岡女子大学理事長・学長として培われた幅広い知識・経験等を有しており社外取締役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

大江忠	独立社外取締役の大江忠氏は、大江忠・田中豊法律事務所の弁護士です。同事務所と当社との間には取引実績はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびにこれまで社外取締役または社外監査役として複数の会社経営に関与された経験を有しており、社外取締役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
-----	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役、会計監査人、内部監査部門、社外取締役、子会社の監査役等は、それぞれ定期的にはまたは必要に応じて意見交換を行うなど連携を図っております。
 ・監査役・社外取締役が必要と考える場合、会社の費用において、外部の専門家の助言を得ることができます。
 ・監査役・社外取締役の指示を受けて会社の情報を的確に提供できるよう監査役および経営企画部等が、適宜社内または子会社等との連絡調整にあっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木規弘	他の会社の出身者													
竹本秀一	他の会社の出身者													
片山典之	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

鈴木規弘	社外監査役の鈴木規弘氏は、当社の借入先である農林中央金庫の出身です。当社が公表している独立性判断基準に照らして、同金庫は主要な金融機関に該当します。	金融機関における長年の経験があり、財務に関する相当程度の知見を有しており社外監査役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
竹本秀一	社外監査役の竹本秀一氏は、当社の借入先であるみずほフィナンシャルグループの出身です。当社が公表している独立性判断基準に照らして、株式会社みずほ銀行は主要な金融機関に該当します。	金融機関における長年の経験があり、財務に関する相当程度の知見を有しており社外監査役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
片山典之	独立社外監査役の片山典之氏は、シティウーワ法律事務所のパートナー弁護士です。同事務所と当社との間には取引実績はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、社外監査役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

役員報酬については、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上を図り当社グループ総体の価値の増大に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し適切な水準を定めることを基本としております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

2017年度において取締役に支払った報酬
 取締役11名、340百万円
 (注)上記人数および報酬の額には2017年6月28日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に係る報酬が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員報酬については、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上を図り当社グループ総体の価値の増大に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し適切な水準を定めることを基本としております。なお、個々の報酬につきましては、取締役分は取締役会の決議、監査役分は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役(2名)のサポート体制

- ・社外取締役は、取締役会等に出席し、経営方針、経営改善等に適宜助言を行うとともに、監査役等との連携を確保しつつ、経営の監督等を行っております。
- ・取締役会に付議される議案等の内容について経営企画部等が事前に説明するとともに、問い合わせ窓口となっております。

2. 社外監査役(3名)のサポート体制

- ・監査役の要請によりその職務が効率的かつ円滑に遂行できるよう補助すべき使用人として監査役付を置き、監査の補助および情報の収集伝達等を行っております。
- ・社外監査役のうち、2名は常勤監査役であり、他の社内監査役(常勤)と交代で経営会議、CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会等に出席するほか、経営会議等経営上の重要事項に関する報告を受けるなど、社内監査役と同等の情報伝達を受けております。
- ・取締役会に付議される議案等の内容について、監査役付が社外監査役へ事前に説明するとともに、問い合わせ窓口となっております。
- ・社外監査役3名は、取締役会等に出席し、経営方針、経営改善等に適宜助言を行うとともに、経営の監督等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社において過去に代表取締役社長等であった者が、当社において現在相談役・顧問等の何等かの役職についているという実態はありません。定款において、取締役会決議により相談役を置くことができる旨を定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

1. 業務執行および監督

当社は、経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図るとともに、取締役と執行役員の任期を1年とすることにより、経営責任および業務執行責任を明確化しております。

2. 取締役会

当社の取締役会は、8名(うち社外取締役2名)の取締役で構成し、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督しております。経営に関する重要事項につきましては、取締役会または経営会議において慎重に審議し決定することで、事業リスクの排除・軽減に努めております。

また、取締役会の監督機能を充実すべく、経営会議において決定した内容および取締役会等での決定に基づく業務執行の結果については、取締役会に報告しております。さらに、取締役会全体の実効性評価を毎年度行うことで、取締役会の役割・責務の遂行について実効性の確保・改善に努めることとしております。

3. 監査役会

当社の監査役会は、4名(うち社外監査役3名)の監査役で構成しております。監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき、取締役会はもとより、その他重要な会議への出席、本社各部門、各箇所を定期的に訪問して意見交換を実施すること等により、取締役の業務執行について監査を行っております。なお、常勤監査役鈴木規弘氏および同竹本秀一氏は金融機関における長年の経験があり財務に関する相当程度の知見を有しております。

4. 会計監査

八重洲監査法人を会計監査人に選任しており、各期末に限らず、期中においても適宜監査を受けております。

2017年度において当社の監査業務を執行した公認会計士は、齋藤勉(継続監査年数2年)、白濱拓(同3年)および廣瀬達也(同5年)の3名です。

5. 内部監査

当社は、内部監査部を設置し、公正かつ独立の立場で当社グループを対象とした内部監査を実施しております。内部監査の結果については、取締役社長および担当役員に報告するとともに、取締役会に報告しております。また、監査役とは情報を共有し、意見交換を中心に連携を行っております。なお、外部機関による内部監査の品質評価を2018年に実施し、全体として「適合している」との評価を得ました。

6. リスクマネジメント体制およびコンプライアンス推進体制

当社は、リスクマネジメント活動の実効性をより高めるとともに、コンプライアンスを維持向上、推進するための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。本委員会は取締役会が指名するチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)を委員長として、CROが指名する各部門・箇所および国内連結子会社のリスク・コンプライアンス責任者により構成されております。

リスクマネジメントおよびコンプライアンス推進に関する重要事項、対策計画等は、本委員会の審議を経て取締役会の決議により決定しております。2018年度は、国内連結子会社も含めた当社グループの重要リスクを特定しました。

(2) 監査役の機能強化に関する取組状況

監査役の機能強化につきましては、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役の選任状況」および「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」をご参照下さい。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、経営の効率性および健全性を向上するために現在の体制を採用しております。

また、社外監査役(3名、うち2名常勤)の監査により、客観的・中立的な経営の監視が十分に機能しております。

さらに、社外取締役を2名選任しており、外部の視点から経営の監視監督を行うことおよび第三者の知見を加えることで、経営の透明性、健全性、客観性を一層高めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	<ul style="list-style-type: none"> 株主の皆様には議案の検討を十分にいただけるよう招集通知の発送早期化に努め、第148回定時株主総会開催日(2018年6月27日)の27日前となる2018年5月31日に発送を行いました。 あわせて招集通知を総会開催日(2018年6月27日)の33日前となる5月25日に当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様との建設的な対話を促進するため、いわゆる第1集中日は避けております。第148回定時株主総会は、2018年6月27日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権を行使できる環境を株主様に提供しております。その行使方法等につきましては、招集通知においてご案内しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> (株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 招集通知を、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知(要約)を当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 株主の皆様のご便宜を図るため、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に、招集通知・決議通知・臨時報告書(議決権行使結果)等を掲載しております。 株主総会会場では映像や音声を用いて事業の報告や議案の説明を行うなど株主の皆様にご理解を深めていただく工夫を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ディスクロージャーポリシーの内容につきましては、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	CFO・財務部担当役員(取締役副社長)による個人投資家向け説明会を開催し、使用した資料を当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)で公開しております。 定時株主総会にご出席いただいた株主の皆様との建設的な対話を促進するため、総会終了後に「株主懇親会」を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	取締役社長による経営計画、CFO・財務部担当役員(取締役副社長)による年度決算および第2四半期決算の説明会の様子について、説明会資料とともに、音声配信を当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)で公開しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	CFO・財務部担当役員(取締役副社長)が、毎年、米国・欧州・アジア等で開催される証券会社等主催のコンファレンス等に参加し、直接海外投資家への説明および意見交換を実施しております。また、経営計画、年度決算および第2四半期決算の説明会の様子について、説明会資料(英文含む)とともに、音声配信(英訳含む)を当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)で公開しております。	なし

IR資料のホームページ掲載	<p>当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に下記資料を掲載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 企業理念、コーポレートビジョン、CSR基本方針 * 決算情報(決算短信、決算説明資料、有価証券報告書等) * 決算情報以外の適時開示資料 * コーポレート・ガバナンスの状況(含むコーポレートガバナンス報告書) * 株主総会招集通知、決議通知、臨時報告書 * 株主通信(ビジネスレポート) * 経営計画 * CSR情報(含む統合レポート) * 株主還元(配当政策)など
IRに関する部署(担当者)の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・株主・機関投資家の皆様との建設的な対話を実現するため、CFO・財務部担当役員(取締役副社長)およびIR担当部署(財務部)を設置しております。 ・株主・機関投資家の皆様との建設的な対話を促進し、投資判断に必要な情報を適時、公正公平にかつ継続して提供するため、IR担当部署(財務部)、SR担当部署(経営企画部)、CSR・広報担当部署(経営企画部)が連携して適時開示等、適切に開示するよう努めております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対話等において把握される株主・機関投資家の皆様のご意見・懸念は、定期的に、取締役会等で報告されるようにしております。 ・株主・機関投資家の皆様との対話に際しては、社内規則(インサイダー取引管理規則等)に従い適切な対応に努めております。 ・定期的に株主判明調査を実施し、株主構造の把握および議決権行使結果の分析に努め、その後の株主・機関投資家の皆様との対話に活かしております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、ステークホルダーを「お客様、株主・投資家、従業員、地域・社会、取引先」と定義し、すべてのステークホルダーの期待に応え、信頼を高めていくために、CSR基本方針として以下を定めております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令を遵守し、国際社会の一員として良識ある事業活動を行います 2. 有用で安全な商品とサービスを提供し、企業価値の増大を図ります 3. 無事故・無災害、そして地球環境の保全に積極的に取り組みます 4. ステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示します 5. 従業員の個性と人格を尊重し、明るく働きやすい職場を作ります 6. よき企業市民、よき社会人として行動します
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、「優れた技術と商品・サービスにより、環境との調和をはかりながら、社会に貢献する」という企業理念を事業活動の基本とし、その実践こそがCSR活動であると認識しております。CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会、環境安全・品質保証委員会が連携し、CSR活動の推進強化を図っております。</p> <p>また、「レスポンスブル・ケアに関する基本方針」を定め、化学物質の開発から廃棄に至る全ての過程におけるEHS(環境・健康・安全)の確保、継続的改善に努めています。加えて、「日産化学生物多様性行動指針」を定め、環境保全活動を強化しております。</p> <p>当社の環境保全活動、CSR活動等の実施内容につきましては、統合レポート等で報告するとともに、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、ステークホルダーとの対話を重視し、CSR基本方針およびディスクロージャーポリシーに基づき、適切に情報を開示します。</p>
その他	<p>当社は、従業員の健康が「健全な企業の成長を支える基盤」と考え、従業員の健康の保持・増進を目的に、「健康基本方針」を策定しております。「健康基本方針」については、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。</p> <p>従業員の健康づくりの取り組みの成果として2017年から2年連続で「健康経営優良法人(ホワイト500)」に認定されております。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスを図るため、時間外労働削減や年次有給休暇の取得促進、法定を上回る育児休業制度・短時間勤務制度の導入などに取り組んでいるほか、ハラスメント対策にも努めています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社および当社の子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、「取締役会規則」その他関連社規(会社の業務に関する規則)に基づき、経営意思決定の迅速化ならびに経営責任および業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く(取締役会および監査役会のもと、経営の監視機能、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制および内部統制システムの強化を推進する。
 - ・当社は、「CSR基本方針」のもと、CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会、環境安全・品質保証委員会を設置、各委員会が連携し、企業の存続および健全な発展に必要な業務等の改善を図り、ステークホルダーからの信頼を最大限に確保する。
 - ・当社および当社の子会社を対象とした「コンプライアンス規則」を策定し、役員・社員等が事業活動に関わるあらゆる法令および社規を遵守すること、ならびに事業活動を行ううえで社会規範に従うことを徹底する。
 - ・取締役会の指名を受けたチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)が、当社および当社の子会社のコンプライアンス全般を統括する。
 - ・内部通報制度を設け、日常的に法令を遵守する。
 - ・反社会的勢力とは一切関係をもたないこととし、不当な要求を受けた場合、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。
 - ・内部監査部は、「内部監査規則」に基づき、公正かつ独立の立場で、コンプライアンスを目的の一つとした内部統制の整備状況および運用状況につき監査を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、「情報管理規則」等社規に則り保存および管理を行う。
 - ・経営企画部担当役員を情報統括責任者(Chief Information Officer; CIO)とし、CIOは情報管理ならびに個人情報および特定個人情報等の保護全般を統括する。
- (3) 当社および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社および当社の子会社を対象とした「リスクマネジメント規則」を策定し、事業目的の達成を阻害するリスクの発現の抑止および発現の際の影響の極小化を図る。
 - ・取締役会の指名を受けたチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)が、当社および当社の子会社のリスクマネジメント全般を統括する。
 - ・「日産化学グループ 危機・緊急事態対応指針」を定め、危機・緊急事態発生時にはCRO指揮のもと、被害・影響の拡大防止および早期復旧・事業継続に努める。
 - ・「事業継続計画(Business Continuity Plan; BCP)策定指針」に、BCP策定の基本を定める。
 - ・当社および当社の子会社を対象とした「レスポンスブル・ケア管理規則」を策定し、全ての事業活動にかかわる環境保全、保安防災、労働安全衛生、化学品・製品安全および物流安全の確保とその向上を図る。
- (4) 当社および当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図る。
 - ・経営に関する重要事項は、「取締役会規則」、「経営会議規則」等社規に則り取締役会、経営会議で決定する。
 - ・取締役会および経営会議の決定に基づき、執行役員が業務を執行する。
 - ・取締役会は、決定した重要事項の進捗状況等、取締役および執行役員の業務執行状況を監督する。社外取締役の選任により、取締役会の監督機能を強化する。
 - ・「関係会社管理規則」において、子会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして経営の健全性を高める。
- (5) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「関係会社管理規則」等社規に則り、子会社は、業務の執行について当社に報告し、当社は、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、健全な業務の遂行に資する必要な助言と指導を行う。
 - ・当社の取締役または従業員が、子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社を監督・監査する。
 - ・当社は、子会社に対し当社の内部統制システムに準拠することを求めるとともに、内部監査部が監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項およびその従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - ・当社は、監査役の要請によりその職務を補助すべき従業員を置く。当該従業員が監査役の職務を補助する際は、取締役および上位職位者の指示命令を受けないものとする。また取締役および上位職位者からの独立性を確保するため、当該従業員の監査役補助者としての任命、異動の決定には、監査役会の事前の同意を得る。
- (7) 当社および当社の子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、取締役会、CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。
 - ・当社および当社の子会社の取締役および従業員は、取締役会・経営会議等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査役に報告する。また、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役の監査が実効的に行われるため、監査役は、会計監査人、取締役、内部監査部および子会社の監査役等と、定期的に意見交換を行う。監査役がその職務について必要な費用の前払または償還等、費用または債務の処理を求めた場合には当社はこれを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社は、CSR基本方針において、法令の遵守、社会規範の尊重を掲げるとともに、コンプライアンスを維持向上・推進する目的で策定し、当社および子会社の取締役および従業員に周知しているコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たないことを掲げている。
- また、平素より反社会的勢力との関係を遮断するため、総務担当部署を対応統括部署とし、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めるなど体制を整備している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入していません。当社株式に対する大規模買付行為が実施された場合には、株主の皆様の検討に必要な情報と時間の確保に努めるとともに、当社取締役会の意見等を開示し、関係法令に則り適切な措置を講じてまいります。今後とも、企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に努めて参りたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、ステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示することをCSR基本方針に定めております。情報取扱責任者である経営企画部長が、重要事実等東京証券取引所の定める会社情報の適時開示を担当し、社内規則（インサイダー取引管理規則等）に従って、以下のとおり適時開示すべき情報を取扱います。

1. 決定事実および決算に関する情報

決定事実および決算情報については、取締役会または経営会議で承認いたしますが、両会議とも経営企画部が事務局となり、経営企画部長は、当該情報を早期かつ正確に把握できる立場にあります。

経営企画部長は、決定事実および決算情報の承認後、会社情報を遅滞なく開示いたします。

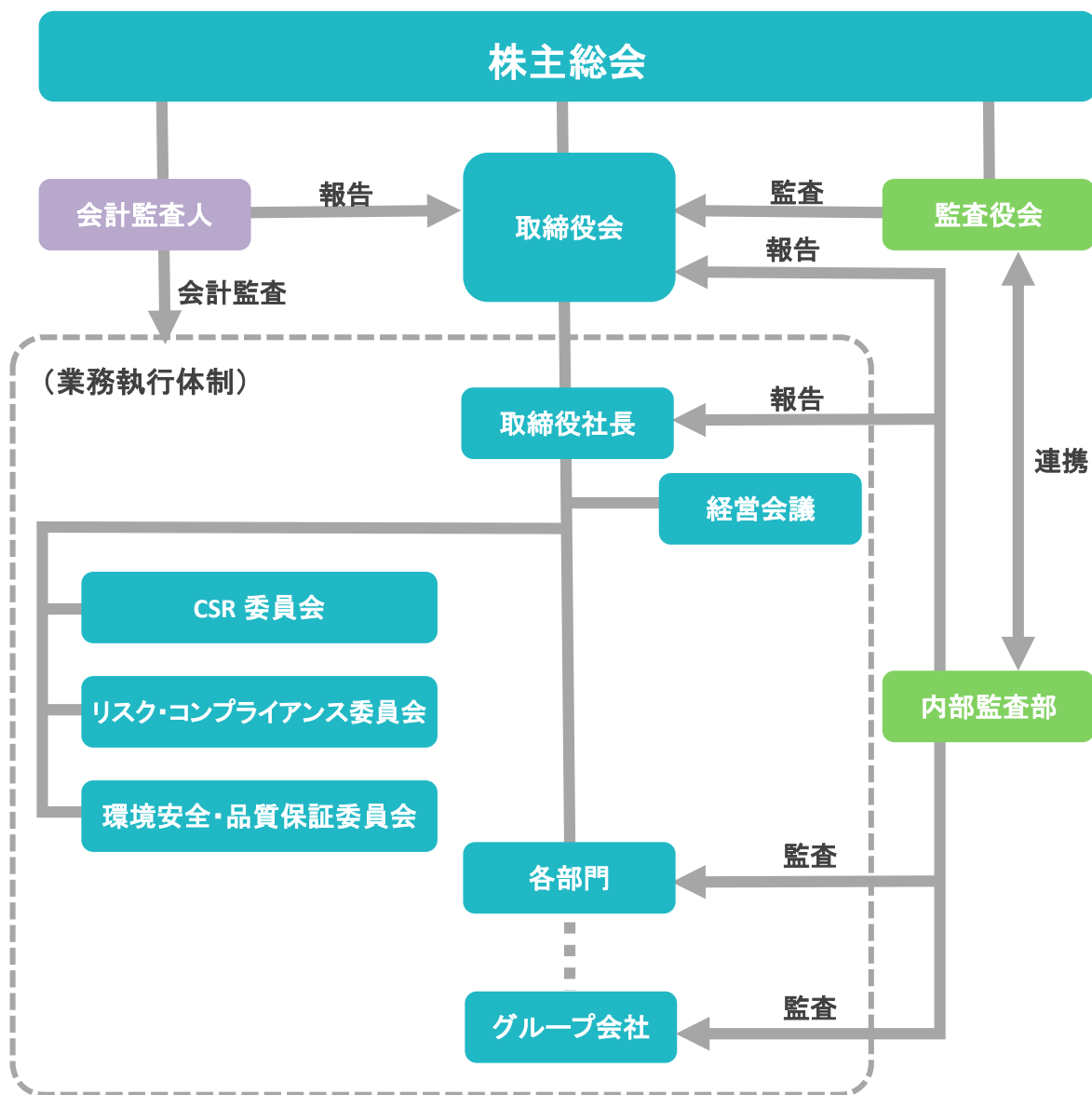
2. 発生事実および子会社に関する情報

当社に係る発生事実ならびに子会社に係る決定事実、発生事実および決算情報については、当社各部門および子会社の長から経営企画部長に直ちに報告されます。

経営企画部長は、集約された会社情報が、東京証券取引所適時開示規則等に基づき開示すべきと判断した場合、社長等に報告する一方遅滞なく開示いたします。」

また、当社ディスクロージャーポリシーの内容につきましては、当社ホームページ(<https://www.nissanchem.co.jp>)に掲載しております。

当社における会社の機関・内部統制等の関係



当社における会社情報の適時開示に係る体制

